

財団法人富士市文化振興財団寄附行為

平成 4 年 4 月 1 日

(3)教総第580号許可

変更 平成 5 年 11 月 30 日 教総第 492 号

変更 平成 12 年 8 月 8 日 県教委届出

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人富士市文化振興財団という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を静岡県富士市蓼原町 1 7 5 0 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、市民の文化活動を推進し、芸術文化の振興及び地域文化の創造と発信を図り、豊かで潤いのある市民生活の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の普及及び振興に関すること。
- (2) 地域文化の創造と発信に関すること。
- (3) 市民の文化活動への支援に関すること。
- (4) 文化催事の受託及び協力に関すること。
- (5) 文化情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 富士市から受託する文化施設の運営管理に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 資産及び会計

(資 産 の 構 成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。当該事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の意見を附し、理事会の承認を得て、毎事業年度終了後3月以内に、教育委員会に報

告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、教育委員会に届け出なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは 理事会の議決を経なければならない。

第4章 役員、評議員、芸術委員及び職員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。）10人以上15人以内
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、これを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て、定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

(監事の職務等)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は教育委員会に報告すること。

2 監事は、前項第3号の報告をするため必要に応じて、理事会又は評議員会の召集を請求することができる。

(役員の任期)

第19条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とし、増員する場合の役員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 役員の再任は、妨げない。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の同意を得て、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行おうとする理事会及び評議員会において、弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第22条 この法人に評議員10人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 第19条及び第20条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を構成して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事長の諮問に応じ、必要と認める事項について助言する。

(芸術委員)

第24条 この法人に芸術委員5人以内を置くことができる。

2 芸術委員は、理事会の推薦を得て、理事長が委嘱する。

3 芸術委員は、芸術委員会を構成し、理事長の諮問に応じ、第4条各号に掲げる事項の企画、立案について意見を述べるものとする。

(事務局)

第25条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会議

(会議の種別)

第26条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第27条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第28条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

3 理事会において、第7条、第11条及び第12条に掲げる事項を議決する場合

には、あらかじめ評議委員会の意見を聞かなければならない。

(会議の開催)

第29条 理事会は次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- (3) 第18条第2項の規定により監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 第18条第2項の規定により監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第30条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の場合には請求があった日から20日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には請求があった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから互選する。

(会議の定足数)

第32条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第33条 会議の議決は、この寄附行為に別に定めるものを除くほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第34条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の同意を得、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第36条 この法人の解散は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を得、かつ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を得、かつ、教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する他の団体又は富士市に寄附するものとする。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第38条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、

他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び事務局職員の名簿並びに履歴書
- (3) 役員及び評議員の就任承諾書並びに役員の印鑑証明書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委 任)

第39条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則（平成4年4月1日(3)教総第580号許可）

1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立者の選任によるものとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の管理運営に関する諸規定については、第25条第4項及び第39条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則（平成5年11月30日教総第492号認可）

この変更は、静岡県教育委員会の認可のあった時に効力を生ずる。

附 則（平成12年8月8日静岡県教育委員会届出）

この変更は、平成12年8月8日から施行する。